

富士市婚活サイト「Fuji marriage information」情報配信事業実施要領

平成 26 年 9 月 8 日制定

(趣旨)

第 1 条 この要領は、富士市ウェブサイト中の「富士市婚活サイト“Fuji marriage information”」のページ（以下「ページ」という。）における、民間団体等が実施する結婚支援に関する情報の掲載について定めるものとする。

(目的)

第 2 条 ページにおける、民間団体等が実施する結婚支援に関する情報の掲載は、少子化の一因である未婚化・晩婚化対策として、結婚を希望する独身者に対して、そのきっかけづくりを支援し、出会いの場の情報を広く周知させるため、結婚を支援する民間団体等が実施するイベントの情報を配信することを目的とする。

(掲載する情報)

第 3 条 ページに掲載する情報は、目的に合致した次のいずれかに掲げるもの（以下「イベント等」という。）に関するものとする。

- (1) 独身者の交流・出会いの場を創出するイベント
- (2) 独身者の交流・出会いの場に参加するためのセミナー又は講座
- (3) その他独身者の交流・出会いの促進につながる事業

(情報の掲載方法)

第 4 条 情報の掲載方法は、イベント等の主催団体又は個人がイベント等の情報を公開しているウェブサイト（以下「イベント等のウェブサイト」という。）へのリンクによるものとする。

- 2 イベント等のウェブサイトへのリンクは、URL による設定によるもののほか、イベント等の主催団体又は個人が作成したバナーによるものとする。
- 3 イベント等のウェブサイトを保有していない場合は、これに代わるものとしてイベント等の内容が記載されたパンフレット等の電子情報（以下「イベント等の電子情報」という。）にリンクをするものとする。

(情報を掲載することができる団体)

第 5 条 ページにイベント等の情報を掲載することができる団体又は個人は、次条による手続等を行った者であって、市が掲載を認めたものとする。ただし、次のいずれかに該当するものが主催（共催を含む。）又は後援若しくは協賛をするイベント等の情報は、ページに掲載することができない。

- (1) 見合い及び結婚の斡旋を業務とし、営利を目的として金銭を徴収する団体及び個人

- (2) 富士市暴力団排除条例（平成24年富士市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第3号に規定する暴力団員等又はこれらの統制下にある団体及び個人
- (3) 宗教活動及び政治活動を目的とする団体及び個人
- (4) 違法商法、詐欺行為その他犯罪行為等に関わりを持つ団体及び個人
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業を行う団体及び個人
- (6) 民事再生法又は会社更生法による再生又は更正手続中の団体及び個人。ただし、再生又は更正計画が認可されたものは、この限りでない。
- (7) 市及び県の指名停止措置を受けている団体及び個人、市及び県の指名停止要綱に該当する行為を行った団体及び個人又は不利益処分（違法又は不適当な行為によるものである場合に限る。）を受けている団体及び個人
- (8) 前各号に掲げるもののほか適切でないと市が認めた団体及び個人

（情報の掲載の手続等）

第6条 ページにイベント等の情報を掲載しようとする団体又は個人は、イベント等情報掲載申込書（様式第1号）、事業計画書及び収支予算書を市に提出する。

2 イベント等情報掲載申込書の提出に当たっては、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市の後援を受けているイベント等の場合にあっては、添付書類の提出は不要とする。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) イベント等を主催する団体の定款、規約その他これに類するもの
- (3) イベント等を主催する団体の法人登記事項証明書
- (4) 前2号に掲げる書類が存在しない場合は、イベント等の主催団体の代表者又は個人の履歴書

3 2度目以降の掲載については、添付書類の内容に変更がない場合に限り、添付書類の提出を省略することができる。

4 市は、第1項の規定により提出されたイベント等の情報が適当であると認める場合には、富士市婚活サイト“Fuji marriage information”に掲載する。

5 イベント等を実施した後は、イベント等結果報告書（様式第3号）を市に提出しなければならない。

（掲載しない情報）

第7条 イベント等のウェブサイト及びイベント等の電子情報は、次に掲げる情報を含むものであってはならない。

- (1) 法令に反しているもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反しているもの又は反するおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの又は選挙に関するもの

- (4) 宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なものに関するもの
- (5) 意見広告又はこれに類するもの
- (6) 個人の氏名広告又はこれに類するもの
- (7) 責任の所在が不明確なもの
- (8) 内容が不明確なもの
- (9) 人権侵害、差別又は名誉毀損となるもの
- (10) 他人を誹謗し、中傷し、又は排斥しようとするもの
- (11) 投機心、射幸心をあおるもの又はそのおそれがあるもの
- (12) 内容が虚偽・誇大であるもの
- (13) 青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの
- (14) 見合い及び結婚の斡旋等の営業を目的とするもの
- (15) 結婚支援を目的とせず、面識のない異性との交際を求める者の求めに応じ、その異性交際を紹介するもの及びこれに類するもの
- (16) 事実でないのに、市が、イベント等の主催団体若しくは個人を支持し、又はその商品、サービス等を推奨し、若しくは保証しているかのような誤解を与える表現のもの
- (17) プライバシーの侵害、信用毀損又は業務妨害を与えるおそれがあるもの
- (18) 前各号に掲げるもののほか、適切でないと市が認めるもの

(リンクの禁止)

第8条 イベント等のウェブサイト及びイベント等の電子情報には、前条各号に掲げる情報を含む別のウェブサイトへのリンクを設定してはならない。

(情報の削除)

第9条 市は、次のいずれかに該当するときは、イベント等の主催団体又は個人に対して通知することなく、ページからバナー及びリンクを削除することができる。

- (1) イベント等の開催が終了したとき。
- (2) 掲載しているイベント等の主催団体又は個人が、故意又は過失により、事件・事故等を起こしたとき、又はその疑いがあるとき。
- (3) イベント等のウェブサイト及びイベント等の電子情報がこの要領に反するものであると判明したとき。

(遵守事項)

第10条 イベント等の主催団体又は個人は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ページにリンクを設定したイベントに関しては、イベント等の主催団体又は個人が、責任をもって実施すること。
- (2) イベント等の主催団体又は個人は、イベント参加者等の個人情報を厳重に管理すること。

- (3) イベント等の主催団体又は個人は、イベント参加者が、ストーカー行為等の犯罪行為、相手の意思に反して個人情報を流出するなどの行為等を行わないことを徹底すること。
- (4) アルコールを提供する場合は、事前及び当日に、飲酒運転をしないよう厳重に注意喚起すること。
- (5) イベント等の主催団体又は個人は、必ずメール又は電話で参加者と連絡が取ることができる体制をとること。
- (6) その他公序良俗に準じてイベント等を実施すること。

附 則

この要領は、平成26年10月1日から施行する。